

## 第3章 計画の目指す姿と全体像

- 1 将来像
- 2 基本理念
- 3 基本目標
- 4 計画の体系

## 1 将来像

人口減少社会の到来や超高齢社会の進展により、地域では、核家族化の進行や一人暮らし世帯、高齢者世帯、ひとり親世帯の増加に伴い、地域社会やコミュニティでのつながりが希薄化しています。

このように社会状況を取り巻く環境が変化する中、自助、互助、共助、公助を担うそれぞれの立場の人々がつながり、それぞれの役割を果たすことが重要です。

「福祉」は、特別な人に対して必要とされる言葉ではなく、全ての人々が関わる言葉であるという認識から、誰も排除されることなく子どもから高齢者までのあらゆる世代が安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域づくりが求められています。

こうしたことから、本計画では、団塊の世代が75歳を迎える令和7（2025）年、さらには、団塊ジュニア世代が65歳を迎える令和22（2040）年を見据え、目指す将来像を「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会」とします。

### 将 来 像

誰もが住み慣れた地域で  
自分らしい暮らしを  
人生の最期まで続けることができる  
地域包括ケア社会

## 2 基本理念

障がい者が地域で安心して生活するためには、地域の理解が何よりも大切になります。そのためには、障がいについて、住民一人一人が自らのこととして考え、理解を深めていく必要があります。

また、障がい者が自分らしい暮らしを送るためには、障がい者自らの意思で住む場所や生き方を決定することを、誰もが尊重していかなければなりません。

まずは、隣近所のような身近な場所でお互いを理解し合い、共に支え合う関係を作ることが、地域共生社会につながる第一歩になります。

これらのことを踏まえ、本計画では次の三つを基本理念とします。

### 基本理念 1

障がいを身近なものとして理解できるまちづくり

### 基本理念 2

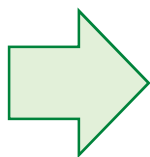
障がい者が自らの意思で暮らし方を決定できるまちづくり

### 基本理念 3

誰もが共に生きる地域の一員であることを理解できるまちづくり

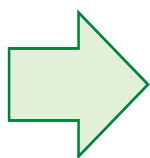
### 3 基本目標

本計画は、基本理念として掲げた「障がいを身近なものとして理解できるまちづくり」、「障がい者が自らの意思で暮らし方を決定できるまちづくり」、「誰もが共に生きる地域の一員であることを理解できるまちづくり」を具現化するため、次の三つの基本目標を設定します。



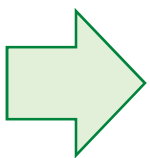
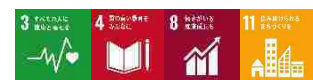
#### 基本目標 1

全ての人に分け隔てられることのないまち



#### 基本目標 2

自分らしく生きることが出来るまち

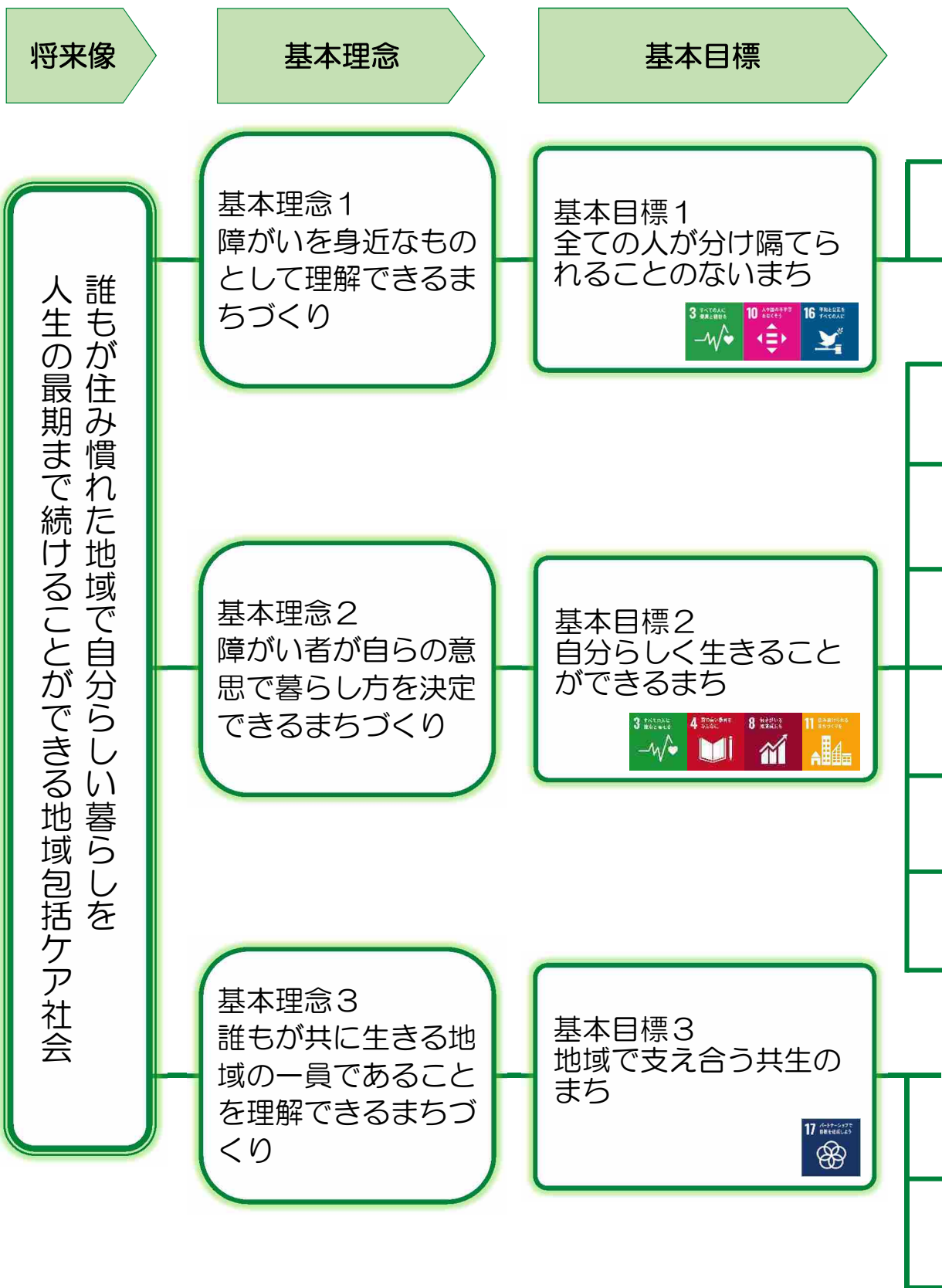


#### 基本目標 3

地域で支え合う共生のまち



## 4 計画の体系



施策の方向	達成された姿 (目指す姿)
1 障がい者理解の促進	障がい・障がい者への理解が深まり、差別が解消され、誰もが尊重されている。
2 権利擁護の推進	全ての障がい者の人権が尊重され、自分らしい生活を送ることができる。
3 相談支援体制の充実	困ったときには、身近な場所で気軽に相談することができる体制が整っている。
4 一貫した療育支援体制の確立	地域で切れ目のない一貫した療育支援が受けられている。
5 多様な就労支援	一人一人に合った就労支援により、多様な働き方ができている。
6 居住支援の充実	住居を確保し、安心して地域で暮らし続けることができている。
7 社会参加の促進	地域や社会の様々な活動に参加しやすい環境が整っている。
8 日常生活を支えるサービスの充実	住み慣れた地域で、安心して生活できるサービスが整っている。
9 健康・医療の充実	障がいの原因となる疾病や重度化の予防が図られている。
10 災害時支援体制の強化	災害時に必要な避難等の支援が受けられている。
11 地域をつなぐネットワークの構築	支援が必要な人を早期に発見し、適切な支援が図られるネットワークがある。
12 地域における人材等の養成	地域ぐるみの様々な生活支援が活発に行われ、身近な支援者が増えている。